

## ～ 国際研究 ～

### ベトナム最高人民検察院クアツ・ヴァン・ガー次長検事講演録

国際協力部教官

森 永 太 郎

昨年10月、法務総合研究所では、従来から継続している法務総合研究所とベトナム最高人民検察院との間の「専門家交換プログラム」の一環として、ベトナム最高人民検察院次長検事クアツ・ヴァン・ガー博士をお招きし、10月2日と7日に、それぞれ東京の法務総合研究所本所と大阪の国際協力部において、ベトナム人民検察院が直面している課題などについて御講演をいただきました。

ベトナムは、現在、2005年に発表されました「法制度整備戦略」及び「司法改革戦略」という二つの重要な共産党中央委員会政治局決議に基づき、国を挙げて法・司法制度の改革を推し進めているところです。この中で、検察院にも、自らの役割の見直しと機構改革が求められており、検察院が起草担当官庁となっている刑事訴訟法も、近い将来、改正が予定されています。ベトナムの刑事司法改革の大きな流れとしては、従来、職権主義的傾向の極めて強かった訴訟構造の中に、世界の趨勢（すうせい）に合わせて当事者主義的要素を取り込んでいくことによって、より良い刑事訴訟制度を構築するという方向に進んでいます。そのためには、当然のことながら、訴追官たる検察官と、被告人の利益を守る弁護人の能力強化、そして、双方がその能力を発揮できるような制度的環境の整備が必要であり、現在のベトナムは、この訴訟における当事者主義の強化の点も含めて、改革に伴い生じる多くの課題に苦勞しているであろうことが、ガー次長検事の御講演からも伺えます。

また、今回の御講演に当たっては、我が国において、被害者参加制度が昨年末に始まり、裁判員裁判も今年から開始することを受け、事前に法務総合研究所の側から、ガー次長検事に対して、ベトナムが従前から実施している附帯私訴制度と人民参審員制度についても御講演の中で触れていただくようお願いしました。

今回のガー次長検事の御講演の記録は、ベトナムの刑事司法の最新の動きや、ベトナムの法制度が直面している諸問題について知る好個の資料となると考え、本誌に掲載させていただいた次第です。

## ベトナム司法改革における検察院制度改変に関する諸問題 (平成20年10月2日 於 東京)

ベトナム最高人民検察院次長検事

クアッ・ヴァン・ガー

○小貫法務総合研究所長 皆様、おはようございます。法務総合研究所の小貫芳信でございます。本日は、ベトナム最高人民検察院次長検事ガー氏をお迎えしての講演に当たりまして、皆さんに足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。ガー次長検事には、来日して間もないお疲れのところを、長い講演と質疑応答の時間を快く引き受けていただきましてありがとうございます。ガー次長検事は、これまで多数回来日されておりました、聞くところによりますと5回ということになっておりますが、日本のことについては大変多くの知識を持っておられます。そして、日本に対する好意的な理解者でございます。ベトナムに派遣されております私どもの同僚の法律専門家に対しては心強い味方になってくださっております。日本からの長期専門家に対しては心温まるお世話をいただいているところでございます。ガー次長検事、そしてティエン法律専門官、さらにはベトナム最高人民検察院の皆さんに対して改めて心より感謝申し上げます。

ところで、ベトナムの司法制度は我が国のそれとは大いに違っておりますし、検察の組織、あるいは検察官の役割といった事柄についても我が国のそれとは異なった点が多いと聞いております。しかしながら、そういう違いがありながらも、それぞれの国において一様の機能を果たしているという実情にありまして、その点は私どもの興味を大いにそそるところでございます。本日のガー次長検事の講演はこの辺りの理由などについて私どもの理解を更に深めさせていただけるのではないかと楽しみにしているところであります。

御案内のとおり、ベトナムでは、現在、国を掲げての司法制度の大改革が急ピッチで進められておりました、その一環としてベトナムの人民検察院も多くの重要な計画に取り組んでおられるというふうに伺っております。我が国におきましても、大掛かりな司法上の改正が現在進行中でありまして、刑事司法の分野でも改革の目玉の大きな一つであります裁判員裁判が来年の5月21日から開始されることになっております。このような時期に、ベトナム検察のナンバー2として改革の指揮をとっておられるガー次長検事をお迎えして、ベトナムの事情等々について御講演をいただいた上で、さらには司法改革を同じ時期に推進している両国の法律専門家が意見交換をするということは、正に時宜にかなった有意義なことと思っております。本日の講演会が両国の司法制度の更なる

発展に寄与し、併せて我が国のベトナムとの友好関係が一層深められることを祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。ガー次長検事、よろしく申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。それでは、早速ですが、ガー次長検事、よろしく願いいたします。

○ガー次長検事 御列席の皆様、おはようございます。私の心からの御挨拶の言葉を述べさせていただきたいと思っております。皆様が御列席してくださることに対して本当に心から感謝したいと思っております。皆様は非常に重要なポストに就いておりまして、非常に御多忙中、貴重な時間を割いてベトナムについての私の報告を聞いてくださいます。本当に感謝したいと思っております。正に、ベトナムに対する日本の皆様の御支援の証明となっております。この機会をお借りしまして、ベトナムにいらしてベトナムのことを支援してくださいました日本の専門家の皆さんに対して心から感謝の意を述べたいと思っております。今会場にいらっしゃる皆様の中にも、ベトナムの法律のため、ベトナムの司法・検察のために大きく貢献してくださった方々の顔を拝見することができます。ベトナムに対する皆様の絶大なる功績をベトナムはいつまでも心にとどめておりまして、今日の午前中に関しては、ベトナムの司法改革についていくつかの問題をお話ししたいと思っております。また、ベトナムの検察院の主な部分のところをお話ししたいと思います。その目的としては、更にベトナムのことを理解していただきまして、更に適切に我々を助けてくださることを願っているからです。では、開始させていただきますと思います。

1987年からのドイモイ（刷新）政策が始まって20年間、ベトナムの民事、刑事の政策または司法政策がどのように変わってきたかということについてお話ししたいと思います。この20世紀の最後の20年間はベトナムがひどい恐慌状態から回生した、生き返ったと言っても過言ではありません。

そのときのスローガンとしては「ドイモイ（刷新）するか死ぬか」というスローガンを掲げていました。この20年間の成果として、正式にベトナム憲法に明記されるようになりました。それは経済的ドイモイと政治的ドイモイの二つです。いまの事柄がベトナムの2002年の改正憲法に明記されるようになりました。我々は官僚主義的な計画経済から市場経済へと移行することを決めました。

その中で、我々は専制国家を取りやめて法治国家の建設へと移行することを決めました。先ほど、「回生した、生き返った」と言いましたのは、我々は何十年間もの経済的並びに政治統治機構を取りやめて、新しいものに移行するようになったということです。経済面では、マルチセクターの所有を認める経済を認めるようにしました。20年前、我々は生産関係の革命を起こしまして、各経済セクターを消滅させてこの経済をつくりました。現在、我々としてはマルチセクターの経済を認め、その中で民間経済と資本経済のセクターも認めるようにしました。

そして、生産においても、もはや、政府の命令はなく、つまり、産物、品物の需要に従って動くようになりました。そして、20年を終えまして大きな課題などを乗り越えて

経済が成長してきました。この経済の大きな変革によって、法律の面でもかなり大きな変革となってきました。特に、営業、経営、民事関係の法律は以前と比べて大きく変化することになりました。そして、政治面では、我々としては人類の財産だと認めて、法治国家を建設することを目指しました。それと同時に、社会における民主化の拡大もいたしました。

ベトナムの国民としては、社会においては仕事、営業、事業に関して安定して生活することができるし、また、社会においても自分たちの自由の権利がかなり拡大されるようになることを感じるようになりました。この事柄などが、国の体制並びに国家の管理体制を大きく変化させるようになりました。1980年代、あるベトナム国民はボートピープルとなって国を離れることになりましたが、1990年代に入りまして、ベトナム国民はベトナムにとどまり、国を建設するように決心しました。

今のすべての事柄によって、我々としては司法改革を推進させることになりました。ベトナムの法治国家の建設のためにはそうせざるを得ないようになりました。同時に、当時の司法もいろいろな不備が存在していますので、ドイモイも行わなければなりません。この20年間、ベトナムの法律体制、法律などがかなり変化し、全く刷新された法律もあります。

ベトナムの刑事政策における大きな変化について報告させていただきたいと思います。昨今改正されてきたもの、そして今後改正されようとするもの、その中で刑法典が今後どのように改正されるかについてお話しします。この20年間でベトナムの刑事政策は大きく五つの項目について改正されました。一つ目は、各所有形態と密接に関係する犯罪の規定の変更です。例えば、1980年以前では、犯罪の中で社会主義の財産の侵害罪と一般的国民財産の侵害罪の二つの罪名を区分していました。その考え方としては、社会主義の財産は国民の財産よりは優先的に扱われてきたからという考え方からです。

1999年の刑法典ではそういう区分がなくなりました。つまり、すべての所有形態とは関係なく、同じ犯罪の要素、要件となっていったわけです。また、古い計画経済と密着した犯罪の諸規定なども撤廃しました。例えば、計画経済のときのフードスタンプのようなもの、つまり、配給制のときのフードスタンプに関する犯罪の項目も撤廃しました。

また、犯罪の区分の方法も改正しました。例えば、1999年以前では2種類の犯罪の類型を区分しましたが、それ以降としては法定刑に基づいて4種類の犯罪を類型しました。以前では、例えばあまり重大ではない犯罪、つまり法定刑の懲役刑が5年未満のもの、法定刑の懲役刑が5年以上のもの、このような規定によって法律を適用する際に裁判官並びに検察官にとってはかなり大きな問題となっていました。

特に、法定刑がかなり幅のある法定刑となっていました。つまり、一つの法定刑の中で複雑に規定されていまして、5年から10年まで、あるいは終身刑、あるいは死刑にでもなっていました。1999年以降の4種類としては、あまり重大でない犯罪、重大な犯罪、大変重大な犯罪、特別重大な犯罪という4種類の類型となりました。そして、法定刑の間隔もかなり狭められました。これによって犯罪との戦いにとっては大きく円滑な体制

が取れることになりました。

現在、我々は2010年以降の刑法典の改正の計画を練っているところです。見込みとしては2009年に国会へ提出する予定です。この2010年以降の刑法典に反映される考え方は以下のとおりの刑事政策に現れるようになります。その一つとしては、最大限に死刑の法定刑を有する犯罪を削減、減少すること。具体的には、今のところ死刑までの刑罰がある罪名としては29ほどありますが、2010年以降の刑法典では14の罪名から死刑が撤廃されるようになります。

そして、いくつかの犯罪については刑事罰として、刑事の犯罪として撤廃することにします。特に、麻薬関係の犯罪などがありますが、麻薬絡みの犯罪の中では不法麻薬使用罪を撤廃することにします。現行の法律の199条を撤廃します。これによって何万人かの人間が麻薬の刑事犯から解放されることとなります。つまり、麻薬中毒者は病人、患者だとみなして、この人たちに対して社会並びに政府は責任を取らなければならないということを考えているからです。

この麻薬絡みに関しては、ベトナムの大きな決断の反映の一つになっています。御承知のとおり、かなり大きな量の麻薬がベトナムで使用されているのが実態です。そのほか、麻薬に伴って社会的な病気などがあるかと思いますが、例えばエイズ、HIV関係のこともあります。麻薬使用者の中のHIV感染者の比率はかなり大きいのです。まだ国の経済状態が乏しい中で、我々としては最大限の努力を展開し、この患者のための治療センターを設立するつもりです。

また、今後の刑法典の改正の大きな方向としては、刑法典をより人道化、人道的に変化させること、より人間味のある法律に改正するようにします。この中で、先ほども言及しましたように、多くの罪名から死刑を撤廃することと、麻薬絡みの刑事犯を非犯罪化することです。また、最近、ベトナムで生じた新しい種類の犯罪についても規定することにします。例えば、テロ関係の犯罪、人身売買に関する犯罪、マネーロンダリングに関する犯罪、ハイテク絡みの犯罪、今後の犯罪との戦いにより良い貢献をするためです。

この刑事政策の改正に伴って、この20年間で刑事司法の政策もかなりいろいろな改正をしました。その中で大きく改正されたものとしては、日本の刑事訴訟法の略式に近い略式手続の採用です。二つ目としては、公判期日における弁論主義を強化することにしました。同時に、弁護人の役割も高めるようにしました。そして、最も低い階級の司法機関、ベトナム的に言うと県級司法機関の管轄、権限を高めるようにしました。かなり大きな改正だと思います。この規定によって事件の70%、80%が一番低いレベルの司法機関で処理されるようになります。法定刑が懲役15年以下までの犯罪に対して県レベルの検察機関並びに裁判機関が起訴、裁判をすることができるようになります。

また、弁論主義を強化することによって、国民の刑事訴訟における民主的な権利をより保障することができるようになりました。特に、日本の経験を学びまして、刑事訴訟における冤罪者の補償を規定しました。捜査機関、検察院、裁判所は、冤罪を起こした

行為があるならば、冤罪者に対して補償しなければなりません。2004年から2007年までの3年間、ベトナム政府は200億ドン<sup>1</sup>を冤罪者のための補償金として拠出しました。このように、冤罪者の補償を規定することによって国民にとってはかなり大きな刺激となりました。また、国民の刑事訴訟における民主的な権利の保障にもなりました。

その中で、暫定留置者並びに勾留者、暫時の場合は最長9日間、勾留の場合は2か月から6か月までの期間を無実でこのような処分をされる場合にも賠償が受けられるようになります。また、検察院によって起訴されるが裁判所の判決によって無罪と宣告された者も冤罪者としての補償を受けることになります。また、第一審では有罪と判決され、第二審では無罪を受けた場合にも裁判所がそれを賠償することになります。

今のところ、ベトナムでは国家賠償法が制定されている最中ですが、外国の専門家、特に日本の専門家の皆さんの大きな支援があります。この日本の専門家の皆さんの支援があったベトナム国家賠償法の法案が今月末にベトナム国会に提出されることとなります。この国家賠償法の中で、行政管理による損害に対する賠償並びに刑事訴訟の賠償なども含んでおります。この賠償活動などは、冤罪者と訴訟機関との間で自らの相談によって行われることとなります。

そして、その相談は合意に立っているようになっていまして、大体、今のところ、80%の合意が成立されるようになっていまして、また、損害の賠償額などについてもそのくらいの合意の比率が達成できています。また、合意まで至らなければ、冤罪者としては訴訟の手續に基づいて裁判所へ提訴することができます。

民事附帯私訴の刑事事件での処理に関しては、日本の皆様は大いに興味を持っていると認識しております。諸外国とはかなり違っていて、ベトナムの刑事訴訟はその事件を処理すると同時に民事の部分も処理することが許されています。ベトナムの刑事訴訟の規定によって、被害者、民事事件の原告と被告とも、自分たちの権利を保護するために刑事訴訟手續に参加する大きな権限を持っています。彼らの自らの民事的な権利を守るために多くの証拠を提出する権利もあります。その証拠は刑事事件の記録に加えなければなりません。

被害者、民事事件の原告と被告とも、捜査機関の最終的な捜査結論の調書の提供を受けることになります。また、捜査官、裁判官、検察官に客観性がないと認められる場合に、被害者、民事事件の原告と被告とも、その訴訟進行者の変更を申し立てることもできるようになっています。被害者、原告と被告とも、裁判期日に参加する権利もあります。そして、判決に対しては、民事的な部分について抗告する権利もあります。ベトナムでこのような類型が多いものとしては交通事故の事件です。被害者は明確でありまして、彼らは交通事故において生命並びに健康などの損害を受けるものです。

この事件における民事事件の原告としては、車に置いてある原告の財産などがこの事故によって失われたりした場合です。また、民事事件の被告としては交通手段の所有者

---

<sup>1</sup> 1,000 ドン=52 円 (2009 年 1 月現在)

の場合が多いのです。運転手よりも、契約によって動かされているこの車の持ち主です。民事の部分も普通は交通事故の刑事事件で処理するようになっていました。多くの事件で被害者、原告、被告との三者の間で合意が結ばれるようになっていました。

また、ベトナム刑事訴訟法の中に被害者の要求による事件の立件という規定もあります。法廷の中に被害者の要求があつて初めて立件できる 11 種類の罪名があります。その中で、軽い傷害を及ぼす五つの種類の犯罪があります。性的侵害に関する犯罪が二つほどあります。名誉毀損に関する二つの罪名もあります。調査権、工業所有権侵害に関しても二つほどの罪名があります。つまり、軽い刑罰の犯罪です。このような種類の犯罪がある場合、被害者の要求があつて初めて検察院が立件を証明することになります。被害者が取下げをしたならば直ちに事件を中止しなければなりません。そのときには、もはや、訴訟の進行機関は民事の部分の処理責任は存在しなくなります。ベトナムの附帯私訴のある刑事事件を処理する際、ベトナムの刑事司法の改革の一環としてそんなに大きな問題は生じていませんでした。

このような刑事政策の変革に伴って民事の部分もかなり大きな変革がありました。以下のとおりの民事政策の部分でも四つほど大きな変革がありました。いろいろな形の所有形態を認めるようにしたのも一つの大きな変化です。1995 年と 2005 年の民法典の中で明確に規定されるようになっていました。この民法典並びに民事訴訟法典の二つの法典は、日本の専門家の密接な御協力があつて得られた大きな成果であることをここで強調したいと思っています。私としては刑事の部分よりも民事の方が大きく発展したと思っています。つまり、1987 年以前では全く私人所有とか資本所有とかを撤廃したのに、1987 年以降、我々は国的な所有と同等になるように私人所有を認めるようにしました。

また、民事の政策の大きな変革としてもう一つあるのは土地に関する政策です。1987 年、1993 年、1995 年、2003 年と連続として土地に関する法律の大きないろいろな改正がなされました。それとともに、1995 年並びに 2005 年の民法典の中で、土地所有権の譲渡に関する個別の章、チャプターが設けられるようになりました。その中で、土地の使用に対してはかなり大きな範囲にわたって八つほどの形態の取引が認められるようになりました。資料の中にも書いてあるように八つほどありまして、例えば所属とか賃貸借、売買、たくさんあります。このような規定によってベトナムにとっては経済的なメリットをかなり与えるようになりました。同時に、土地絡みの大きな数の事件をもたらすようになりました。今のところ、年間 12 万件ほどの民事事件を受理しまして、その中で土地絡みが 70% あります。この事柄を踏まえて考えると、今後、ベトナムの土地所有権に関する政策も改正に向けていろいろと検討せざるを得ないようになっていました。

どうも、ベトナムでは、土地絡みの権利などの中途半端な改善を行っているような気がします。つまり、私人的な所有、土地に関する私的所有を認めず、逆に、土地に関してはいろいろな取引に関する権利を認めることによって、法律家の方から見ると中途半端な改善が、いろいろな土地絡みの事件の数を増やすようになったわけです。

そして、非常に重要な政策としては住宅に関する政策が挙げられます。2005 年に住宅

に関する法律が公布されました。その中で、国家は、国民が住宅を有する権利があると保障するようになりました。特に、ベトナムに存在する外国人並びに外国機関に関する住宅などに関するものです。海外に住んでいる、ベトナム語では「越僑」と言いますが、ベトナム人が帰国し、生活したり短期滞在する場合の住宅に関する規定もあります。今年の11月に、国会において、土地に関する法律の改正などの審議が始まります。この改正によって、外国人並びに外国に住んでいるベトナム人の住宅に関する所有権などが拡大されるようになります。

また、2005年の法律の改正の中では、人格権に関する規定もかなり大きく改正されました。ベトナムの政策の中に人道の精神を反映しています。例えば、先天性による欠陥で性の再確定をする権利などの規定があります。また、体の一部分を切除する規定もあります。ただ、今のところ、性転換に関する規定はまだ設けられていません。性転換の規定はないけれども、先天性の欠陥によって性がはっきりしていない場合の性の再確定に関する規定しかありません。この規定によりまして、何万人もの人が自分の人格を救えるようになりました。

また、昨今の20年間、民事訴訟の手續に関しても大きくいろいろな変革が設けられました。日本の専門家の皆さんの直接的御支援によって、2005年の1月からベトナムで初めての民事訴訟法典が制定されるようになりました。1945年から始まって、60年間でやっとこのような民事訴訟法典が公布されるようになりました。これはまさに日本とベトナムの司法協力の成果物です。本法典のために、日本の法務省及び法務総合研究所の方々並びに大学の研究家がベトナムへ来られていろいろと貢献していただきました。3年近く施行しまして、2005年から2007年まで、いろいろなことで見ると、本法典はベトナム民事事件を迅速に、また、適切に処理する作用を持っているように感じております。

本法典の強調すべき点としては二つの原則がありまして、当事者の処分権と当事者の自己証明責任の強調の部分です。それによって事件処理の客観性がより保たれるようになります。この法典の草案の段階で、すべて日本側が日本語訳にされたことを理解しております。この法典を直接適用している者として、この場をお借りして、絶大な貢献をしてくださいました日本の専門家の皆さんに対して厚く御礼申し上げたいと思っております。

ドイモイ20年間にわたってベトナムの刑事政策及び民事政策の変革などについて、非常に省略的ですが、報告させていただきました。かなり大きな変革の部分と言及いたしました。御清聴ありがとうございました。皆さんお疲れのようですので一旦休憩をさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 ガー次長検事、どうもありがとうございました。

(休憩)

○司会 それでは、後半は検察院の変革の方についてです。

○ガー次長検事 そうですね。昨今の20年間の検察の変革と2010年以降はどう変わるのかについてお話しします。どちらかと言いますと、今後、将来にわたる事項について

お話ししたいと思います。御承知のとおり、ベトナムの検察という機関はベトナム憲法と合致する機関であります。憲法の中で検察院の機能が明記されています。その機能としては、公訴権の行使と法律遵守の検察、監督を行うことです。最高検察院の長官は国会の任期に応じて国会によって選任されることとなります。長官の任期は5年でありまして、彼は政治家です。ベトナムの共産党の党員でなければなりません。法律の規定によって、最長2期しか任命してはいけません。システムとしては3階級に分けられています。

最高検察院は国会に直属する形になっています。地方の検察院がありまして、省または特別市レベルの63の検察院があります。県レベルとしては670の検察院があります。すべての検察のシステムは最高検察院長官の指導を直接受け、地方政府の指導は全く受けないことになっています。職員は1万2千人いまして、その中で検察官の数は7千人です。地方の検察官の任命並びに罷免などに関する権限は最高検察院長官にあります。そして、役割分担に従って、私は地方レベルの検察官の任命または罷免の権限を持っております。

ドイモイの間、我々としては七つほどの改革を行いました。一つ目としては、行政経済分野における法律遵守の監督の義務を撤廃しました。二つ目としては、民事部分の監督の業務を縮小しました。これによって、民事事件の裁判監督を前のように100%しなくてもよくなりました。また、以前のように、民事事件を立件する権限もなくなりました。これは民事訴訟の当事者の処分権を尊重するためです。

また、省レベルの刑事の捜査機関を解体することにしました。逆に、集中的に全国にわたる司法分野の刑事犯についての捜査を行う中央の捜査機関の建設に集中しました。

この司法分野の犯罪というのは、司法分野の職員、裁判官、捜査官が司法において犯罪を犯した場合です。よくあることは、例えば刑務所から受刑者を脱走させたり、いくつかの場合で捜査官が捜査の結果を改ざんしたり、そういうこともありました。また、悲しいことに、何人かの裁判官が検察院によって捜査を受けたこともありました。つまり、その何人かの裁判官が何らかの形で事件の記録を改ざんしたりしたこともありました。つまり、違法の判決を意図的につくったりしたということです。2008年も何人かの裁判官による事件がありました。

また、日本の経験からの学習として適用しているのは、裁判期日においては弁護士がより弁論をするようになりました。ドイモイの前は、ベトナムでは弁護士はあまり尊重されませんでした。検察官のほうが重要だと皆さんが言うております。国民としては、検察官はすごく重要な人物です。弁護士は一般的な国民と何ら変わりません。国民も、重要ではないと見ていました。ドイモイの前は、弁護士にとっては検察官と会えるだけでも非常に光栄なことだったのです。

今は事態は変わりました。弁護士の役割がより強化されました。期日において、検察官は弁護士の質問に対して回答しなければなりません。それも、まとめて答えてはいけません。つまり、質問ごとに答えなければなりません。最近の公判期日を見ると、弁護

士の役割は以前と比べるとかなり改善されまして、正直なところ、非常に困っている様子の検察官も多く存在しています。

ともかく、準備した内容がそのとおりに陳述できなかった検察官もいました。ハノイの裁判所で起こったことです。被告人の中に哲学博士号を持っている被告がいました。ともかく法律に精通していきまして、ご飯を食べるのと同じように法律に精通しているわけです。弁護士は法学博士です。すごく優秀な弁護士です。私たちのミステイクとしては検察官の人選を誤ったことです。この検察官は非常に受け身的だったのです。その受け身的なことが裁判記録に記入されました。その裁判では、裁判所は哲学博士の被告人に対して無罪の宣告をしました。

経験を検討するために裁判記録は国家首席へと送付されました。我々検察院も上からいろいろと責められましたし、その検察官も職務停止を食らいました。ベトナムの検察官は共通の弱点を持っているわけです。新しい知識の更新はかなり遅いです。弁護側が理論的な弁論などを投げかけると、大体、検察官は躊躇（ちゅうちょ）してしまうし悩んでしまうのです。例えば、弁護士側は理屈っぽいものを出しまして、犯罪の各段階において犯罪が未遂であるとか、そのような内容を出されると検察側としては悩んでしまいます。今後、より弁論が適切にできるように検察官を再教育する計画を考えているところです。

弁論主義を導入する際の検察官の能力強化のために、来日する前に私は UNODC という団体にお会いしまして、研修に対する支援を要請しました。また、その支援の一環として、弁論主義の模範裁判の支援を要請しました。模擬裁判などにも言及しまして、また今後も日本の専門家がいろいろと協力してくださることを期待しております。

もう一つのかなり重要な変革としては、検察官の任命の基準を高めました。絶対条件として、検察官は法学士を持たなければなりません。そのほか、ベトナムの司法省の国家司法学院の半年の研修コース、また、検察学院の研修を受けた者に限ります。そして、最も低いレベルである県レベルの検察官の任命のためには、少なくとも4年間の勤務の実績がなければなりません。

また、検察院に対する給与もかなり高いです。検察官と裁判官の給与は同等です。最高検察院の検察官の給料は、一般的な行政機関の局長の給料よりも高いです。また、役職手当、職業手当のシステムもあります。その手当の比率としては、県レベルでは本給の30%、省レベルでは25%、最高レベルでは20%です。これによって、より適切に業務を行うような刺激材料にもなっています。

また、2009年から我々は勤続年数に伴って功績も加算されるようになるといった提案があります。この提案は今度の国会に出されます。このようなことは我々検察官にとっては非常に喜ばしいことです。また、検察院のためのハードの部分、施設、建物なども司法改革の一環としていろいろと充実されるようになりました。

では、主な点を挙げたいと思います。2010年以降の検察院の形ですが、ベトナムの司法改革においては重点的な項目で、かなり大きく議論されてきたものです。多くの研究

者や学者並びに共産党の方も、現行の検察院の在り方ではなく、別の形に変革させたいというのが大方の意見です。でも、最近、どうもこの熱が下がったようです。おそらく、改革においては、まだ様々な作用要素があったからではないかと思っています。基本的には、国家中央司法改革委員会の委員長である国家首席は、我々が提案している六つの項目について賛同しています。

一つ目としては、検察院としては2010年以降も引き続き二つの機能を実施することになります。第一は、国家の公訴権の行使、第二は法律遵守の監督です。それは今のベトナムの司法の実態の要請から生じることです。ともかく、検察・監督の機能の中で、身柄拘束とか犯人の矯正などにおいては検察の機能を撤廃してはいけません。

刑事事件に関しては、毎年4万5千から6万件の事件が受理されるようになっていきます。また、新規の収容受刑者の数もかなり大きいです。この刑務所、又は矯正の施設もかなり改善されましたが、まだ十分ではありません。特に、受刑者のための生活などの面の政策がまだ十分ではありません。刑務所の監視機関の違反行為などもまだ生じています。だからこそ、定例的に検察機関の監査・監督がどうしても必要になります。

日本と違いまして、刑務所の監督はベトナムでは公安省です。つまり、武装人員です。そもそも、武器を持っている勢力ですので、受刑者を本当に心から尊重するまでの気持ちを持たないのです。厳密に管理していない部分もあります。例えば、殺人罪の受刑者とか、受刑者が脱走したりするようになっているのは非常に危険な状態です。面白いことに、麻薬売買罪で死刑宣告を受け、後は執行するのみでした。執行日の前の日に健康診断を行ったら、妊娠しているという話がありました。もちろん、個別の部屋に身柄が拘束されていたにもかかわらず、妊娠の身となったわけです。我々検察官が監査をして、ひょっとすると監視官がつくったのではないかと考えましたけれども、そうではなくて、同じ刑務所、拘留所の中の給食係の男がその妊娠の主犯であったわけです。結局、かなり大きな麻薬の売買事件であったにもかかわらず、また、死刑宣告を受けたにもかかわらず、妊娠しているのでお産のために執行されずに済んだわけです。女性だけれども、マフィアでした。

また、民事関係でも誤判がかなり生じております。例えば、控訴されまして、40%くらいの第一審の判決が第二審で修正されました。また、民事分野における裁判官の違反もかなりまだ多いです。2008年の当初から今日まで、かなり重大な違反を起こした5人の裁判官もいます。だから、検察院としても一定の範囲で監督に参加しなければなりません。

2週間前の中央司法改革委員会の協議の中で基本的な考え方が賛同されました。委員会のトップの委員長、国家首席並びに汚職防止の委員の一人である副総理大臣も基本的には同意しました。今言いました副総理は2007年来日しました。かなり強い勢力を有する副総理大臣です。地方改革委員会のナンバー2的な存在です。日本を訪問して帰国してから「日本はベトナムの鏡だ」と言っていました。そして、副総理は我々の考え方に賛同しています。

もう一つのかかなり大きな変革としては、2010年以降、検察院の組織を今の3階級から4階級に再編します。日本のモデルからの学習です。かなり近いです。日本のこの分野の後輩である韓国と同様です。我々が認識しているところ、日本に4階級の検察院があるように、2010年以降、我々も以下のとおりの4階級になります。上には最高人民検察院がありまして、今と同じです。国会の直属機関です。長官も国会によって選出されます。つまり、中央のレベルではあまり変化はありません。そして、高等検察院です。裁判所のほうでは上審裁判所と対応して高等検察院が設けられます。つまり、日本に高等検察庁が八つあるのと同じような形です。今のところ、ベトナムにはまだ高等検察院が存在していません。2番目のレベルでの階級では行政機関との対応がありません。これによって、業務活動においてはより独立性が保たれるようになります。3番目のレベルとしては省レベルの検察院です。基本的には今と変わりません。この省レベルとしては全国に63の省がありますので、省レベルの検察院も63の検察院になりました。日本に地方検察庁が50あるのと同じようになります。そして、最後に、かなり大きな変化としては地域級の検察院です。日本的に言うと、区検察庁でしょうか、日本の438くらいの区検察庁と同じようなものになります。今のところ、県レベルの検察院の数としては637か所です。今後、合併の形で地域レベルの検察院を変えるようになります。

ただ、この階級の検察院についてもまだいろいろな議論がなされている最中です。大方の意見では、地域級の検察院の数をなるべく縮小することを目指しています。例えば、ホーチミン市の管轄では、今は県レベルの検察院が30か所ありますが、10の地域検察院に合併して縮小する考え方もあります。でも、逆に、今のままを維持することを考える人もいます。我々としては、現在のように維持できないと思っています。でも、余りにもその数を減少してもいけないと思っています。日本と同じように、皆さんは区検察庁が438ですが、我々もそのくらいを目指したいと思います。

ベトナムにとってはかなり大きなメリットがあります。つまり、検察院の方は、もはや、行政面での拘束がなされなくなります。また、政治と司法との絡みも解放されるようになります。国民にとっては非常に大きなメリットです。元々、今の段階ではこの4階級に対する結論に対して特に大きな支障はありません。そして、裁判所も検察と同じようなシステムになります。ベトナムの検察機関にとっては有利な変革だと私は思っています。

我々にとって最も難題でなかなか処理しにくいものとしては検察院と捜査機関との関係です。2010年以降、我々が処理しなければならない課題です。検察と捜査機関との関係に対して、国も政府も共産党も明確な指導がまだないようです。これに関しては国家首席と、司法改革のナンバー2の副総理大臣に対してもお話ししました。国家としては捜査機関に対する公訴機関の権限をより強化したい。しかし、捜査機関の立場上、いわゆる政治的な立場、公安省と密着している立場は非常に大きいです。政府としてはそうあってはいけないし、もちろん国民はそうは望んでいません。だから、政府としては捜査活動における検察の機能、役割を高めたいわけです。

その中で、2003年の刑事訴訟というのがありますが、それも日本の法務総合研究所の専門家の皆さんの大きな貢献があります。その中で、109条、112条、113条が検察院の捜査機関に対する理論がはっきりと表現されています。しかし、2004年からの施行を振り返ってみると、どうも捜査機関の方では今の諸規定を厳正に運用していないように見受けられます。

ご存じの有名な事件、PMU18番、インフラ整備のプロジェクトに関する事件ですが、この事件は交通省の指導部の何人かに関連する事件です。次官の一人も絡んでいます。2006年にベトナム世論に大きな影響を及ぼしました。世論としては、非常に不満や不平で一杯です。その2006年の共産党大会を中止するように提案する人もいました。共産党の討議事項としてこの事件を取り入れるように提案する人もいました。つまり、指導部を変えたいという意味で提案をしたりしました。また、これはあくまでも政治体制のシステムエラーだという人もいました。

検察院としては、かなり大変な事件でありました。検察院は2回にわたって公安省の捜査機関の捜査記録を差し戻しました。しかし、1年経ってもその記録の中に必要な資料が全然存在しないわけです。結局、仕方なく、その中の次官の一人の刑事責任追及を取り上げることにしました。つまり、刑事ではなくて、行政的処分を行いまして、次官の職から罷免しました。つまり、この事件から見えることとしては、権限の規定があります。認められているのですが、その権限実施の体制は適正なものが存在していないということでした。

そのために、我々は新しい刑事訴訟法典の制定を考えています。私は編さん委員長として命じられました。改正の内容としては、捜査機関に対する検察機関の機能の発揮を保障できるようにいろいろな規定を設けるようになります。2010年以降、我々は制定しなければならない新刑事訴訟法典の最も大きな課題の一つだと見ています。それも我々の1945年からの国民に対する検察院の借りでもあります。

今のベトナムの公安省の捜査機関は、アメリカのFBIとよく似ています。刑事事件の96%まで捜査を行っています。確かに、司法改革の主張の中には掲げられているのですが、いくつかのものは実際にまだ捜査機関に対しては関与していません。我々としては、より適切な活動ができるように、捜査機関のドイモイを実施したいと思います。この捜査機関との関係について、今後とも引き続き日本の専門家の皆さんのお話を期待しております。

検察官に関する今後の変化に入りたいと思いますが、これについては私たちから提案がありまして、司法委員会も賛同してくださいました。それは、検察官の任命期間を撤廃することです。検察官の今の任期は5年となっていますが、今後は無期限任期になります。

もう一つの変化としては、今のところ、検察官は行政単位に密着しているのです。つまり、県や中央レベルなど、いろいろ分けられていますが、今後はそういう区分がなくなります。存在するのは初級検察官、中級検察官、高級検察官です。そして、着任する

場所は全国です。各階級の検察院の人事異動を強く推進するようになります。各地方で検察官を固定させるのではなくて、地方にまたがって人事異動などを行います。今の日本の実態とほぼ同じようになります。

以上、非常に概括的なことですが、御報告までとさせていただきます。今、私が述べたいいくつかの改革の中に日本の姿が反映されていることも見受けられたかと思います。私たち検察院と皆様との協力のいくつかの大きな成果の一つだと思っています。改めて、私の感謝の意を述べさせていただきます。皆さんに対する私の敬意を表したいと思います。御清聴ありがとうございました。

## ベトナム刑事訴訟制度に関する最近の重要論点 (平成20年10月7日 於 大阪)

ベトナム最高人民検察院次長検事

クアッ・ヴァン・ガー

○司会 定刻になりましたので、本日の講演会を始めさせていただきます。皆様おはようございます。御多忙中のところたくさんの方にお集まりいただき誠にありがとうございます。今日は、ベトナム社会主義共和国最高人民検察院のナンバー2 でいらっしゃいますガー次長検事に御講演を頂きます。

ガー次長検事は、今回私ども法務総合研究所とベトナム最高人民検察院のプログラムで来日しております。これから、貴重な御講演をいただくわけですが、それに先立ちまして、当法務総合研究所の国際協力部長を務めております稲葉より開会の御挨拶を申し上げます。

○稲葉部長 皆様おはようございます。法務総合研究所国際協力部長の稲葉です。本日、ベトナム最高人民検察院次長検事ガー博士の講演会開催に当たり、主催者を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。今日は、御多忙の中、このようにたくさんの方々にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

私ども法務総合研究所では、2001年以來、本日お越しのガー次長検事の御提案を受け、ベトナム最高人民検察院との間で、相互に専門家を招へいし、両国の司法制度に関する調査研究を行う専門家交換プログラムを実施してまいりました。その中で、今年度はこのプログラムの提案者でありますガー次長検事御本人においでいただきました。ベトナム最高検察院は、ベトナム憲法に規定されます国会直属の機関であり、その長官、すなわち検事総長は国会議員の中から国会より任命されると聞いております。

その意味で次長検事は、ある意味ベトナム検察官としては実質的に最高位の職種と言えます。ガー次長検事は、2000年からその次長検事の職に就いておられ、ベトナム検察のまさに統括者と言える方です。そのような次長検事をお招きしましたせっかくの機会ですので、東京と大阪で、ベトナムの刑事司法制度などについて御講演をお願いしたい旨申し上げたところ、快くお引受けいただきました。ガー次長検事には、本当に御多忙の中、遠路我が国までお越しいただきまして、貴重な御講演をしていただけますことについて、本日の会を始めるに際し厚く御礼申し上げます。

現在、我が国におきましては、戦後初とも言える大規模な司法制度改革が進行中であり、本年末には被害者参加制度が始まり、来年に

は裁判員制度が実施されるという、新たな制度の運用が目前に迫っております。この点、ベトナムでは以前から刑事手続におきます被害者の参加の仕組みや、また裁判員とは少々異なるようですが、職業裁判官以外にも、人民参審員という国民の参加する制度を従前から運用してきておられます。

本日は、ガ一次長検事にベトナムの刑事訴訟制度に関する最も新しい論点についてお話をいただくことをお願いしておりますが、その中でベトナムのこれらの制度についても触れていただけるようお願いしております。現在、ベトナムでも大規模な司法改革を進めておられ、その点で日本もベトナムも同じ課題を背負った者同士と言えらると思えます。ベトナムの司法改革に、人民検察院の最高幹部として取り組んでおられますガ一次長検事にお話を頂き、意見交換をさせていただきますことは、まさに時宜にかなった、極めて有意義なことであると存じます。

御講演をいただきました後、午後からは質疑応答や、自由な意見交換、討論も行わせていただく予定です。御来場の皆様も含めて一緒に大いに議論を深めさせていただきたいと思っております。本日の講演会が、両国の司法制度の更なる発展に寄与し、併せて我が国とベトナムとの友好関係を一層深め得るものになることを祈念いたしまして、私からの開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 それでは講演会に入ります。ガ一次長検事よろしくお願いたします。

○ガ一次長検事 皆さんありがとうございます。ベトナムの司法並びにベトナム刑事訴訟法典に関する私の報告に御参加くださいます、誠にありがとうございます。本当に皆様の御足労を心から感謝申し上げます。皆様はお仕事などで御多忙中だと思います。ベトナムのことに、大いに興味を持ってくださいましたことは、私にとっては大きな動機付けになるかと思えます。ベトナムの司法、刑事訴訟法、並びにベトナムの法律の最も緊急性のある司法事項について報告させていただきます。それによって、皆様はよりベトナムのことを理解することができるようになるかと思えます。さらに我々ベトナムのために御支援していただけることを期待しております。また、皆様から大いにいろいろな経験を学ぶことができるかと思えます。

専門的な分野に入る前に、昨今ベトナムの20年間の歴史的な空間、その背景についてお話しいたします。その空間、そのスペースが、私たちが司法改革を行わざるを得ない原因を物語っています。我々としては、刑事訴訟法典を刷新、改革しなければなりません。ベトナムはこの20年間、ベトナムが恐慌状態に陥り、また崩壊状態に陥る寸前の、まさに九死に一生を得た20年間でもあります。

1980年代、ベトナムとしては経済社会に非常に大きな恐慌の寸前に立たされることになりました。政府は全くコントロールできない、ハイパーインフレ状態に陥りました。国民としては、安心して自分の仕事が全くできませんでした。多くの国民が船に乗り、ベトナムから脱出して外国へ逃げ込み、世界ではボートピープル現象と物語られていました。

豊かな土壌を持っている国でありながら、国民は国に対してそれ以上の愛着を感じず、

生活のために自分の国を脱出せざるを得なかった、というベトナムにとっては非常に苦い歴史経験があります。それと同時に、社会主義の崩壊により、ベトナムはさらなる恐慌状態に陥ることになりました。ベトナム国民にとってはよく言われるように、恐慌の谷間の寸前に立たされるような状態にいました。

その時こそ、我々としては思い切って立ち上がり、古いものから思い切って離れ、そして自分の新しい道を歩き始めました。その中で経済の面において、当時の官僚的で、集中的な計画経済を離れて、市場経済へ移行いたしました。政治の面においては、ベトナムは法治国家の建設へと移行いたしました。この二つの事柄が、ベトナムの1992年の改正憲法に明記されることになりました。

この市場経済と法治国家の建設により、ベトナムが救われることになり、全く新しいイメージのベトナムとなっていきました。正にベトナム国民の非常に勇敢なる行動だと思っております。やはり古い考え方、思想、偏見から離れて、新しい道を歩むことはそんなに簡単なことではありません。法治国家と市場経済の二つの前提が、我々の司法・経済の主な動力となりました。

司法改革の目標としては、効率的な犯罪行為との闘い、またそれとともに国民の民主的権利も十分保障しなければなりません。我々としては、司法改革において、その司法の透明性、明解性などを保障しながら、国民の権利又は人権を十分司法においても保障されるように考えたいと思っております。司法の分野では、民事司法、刑事司法ともそういうことが保障されるようにしていきたいと思っております。

外国の専門家、その中には日本の専門家もいらっしゃいますが、その御支援によって司法関係の多くの法令が制定されるようになりました。昨今の10年間、日本の専門家の皆様の御支援により、司法の重要な法典が徐々に制定されるようになりました。2005年改正の1995年制定の民法典、2005年1月から発効の民事訴訟法、ここでベトナムの民事訴訟法典のすべての草案が日本語に翻訳されました。本法典の制定の際に日本の法務省並びに検察庁の専門家の貢献は非常に重要な役割を果たしました。

その続きとしては、1999年に制定された刑法典があります。2003年に基本的に改正された、1989年制定の刑事訴訟法典もその一つです。このような司法法典、並びにそのほかの法典のお陰で、ベトナム司法の顔が大部分変わりました。国民としては、自分の権利・利益を、より明らかな、よりそれを統合するための明らかなる手段を持つようになりました。ベトナムの司法機関は、犯罪との闘いのために、より効率のよい手段を持つようになりました。日本の刑事手続のいくつかの内容が、実際ベトナムの2003年の刑事訴訟法典の改正の中に取り入れられました。

例えば、刑事事件を処理する略式の手続というのは、全く日本の略式の経験が参考となっています。この20年間の歴史的な時間を経まして、思い切って皆様に報告することができるかと思っております。その報告の内容としては、この20年間によって、ベトナム国民は蘇生いたしました。その蘇生されたことによって、21世紀に向ける我々の司法改革の大きな原動力にもなっております。

この20年間において、ベトナムの刑事訴訟法は最も重要な改革、刷新された内容とはどういう点なのかについて話をいたします。一言言えるのは、ベトナムの刑事司法の近代史、現代史とも、日本語的に言いますと職権主義の刑事司法を導入いたしました。この職権主義の伝統としては、1860年代にかなり強く発展しました。そして、次の20世紀に入っても、最初の50年間は職権主義が主流でありました。

そして1960年代に入りまして、ベトナムとしては社会主義型の刑事訴訟法を導入しました。主な教訓としては、旧ソ連と旧東ドイツからのものです。実は、社会主義諸国の刑事訴訟法というのは、いわゆる職権主義型の訴訟の模倣で、非常に近似しております。その活動の方法などは、職権主義の訴訟と似ていながら、違う点といえばその名前が違うくらいです。一定の成果も得ながら、同時にいくつかの弱点も出ております。そのため、我々としては、刑事訴訟法典を改正しなければなりませんでした。

大きな改正としては以下のとおりです。一つ目は、刑事訴訟における弁護人の役割を高めることです。昨今の1世紀、刑事訴訟における弁護人の役割は非常に薄いです。司法改革並びに刑事訴訟法の改正において、国民の民主的な権利、又はその権利を保障するために、刑事訴訟において、弁護人の役割を強化するようにします。社会を弁護する弁護士の需要はまだ数が少ないです。我々としては、この人員を増やすように強く推進しております。

2010年時点で1万8千人の弁護士を育成できているような野望を持っております。刑事訴訟においては、より権限が持てるようになりまして、例えば被疑者が逮捕された段階から、弁護士が訴訟に参加することができるようになったり、公判期日においては、弁論のプロセスにおいて、検察官と同等の権限を持つようになります。公判期日において、弁護人の質問ごとに検察官が答えなければなりません、それが義務です。このように、多くの公判期日において、弁護をする弁護士の参加によって、正義を守ることができるし、又は公判期日に参加する各当事者の弁論の権利なども保障することに貢献することになります。

もう一つの大きな変革としては、ベトナムの刑事訴訟法の中に、略式の手続を導入することになりました。よって、訴訟のプロセスをより迅速化し、軽微な事件の時間の浪費を避けるためでもあります。この略式の対象となる事件は、捜査、起訴、裁判の期間を最大限に削減されるようになります。略式の場合、捜査の期間は最大12日間が許されます。公訴機関が自分の権限を行使するためには3日間の範囲内で行わなければなりません。裁判所の準備期間を含む裁判期間はおよそ7日間です。一般の事件と比べて、略式の期間はかなり大きく短縮されるようになります。それによって、軽微な事件に大きな力を持ち出さなくても済むようになりました。

略式の対象となる事件の要件というのは、日本の要件と近似しております。ただ違う点の一つあります。つまり、ベトナムでは被疑者に略式を適用するかどうかの被疑者の同意は必要ではないのです。日本みたいなのではないです。以下の四つの要件が満たされると略式が適用されることが決定されます。あまり重大でない事件つまり法定刑が懲

役 3 年以下，現行犯の犯罪，証拠も明白で，また被疑者の身上がはっきりとしている，この四つの要件が満たされると，直ちに略式を適用することになります。

ベトナムは現行犯犯罪の比率がかなり大きいので，略式の適用の可能性は大いにあります。これは，正にベトナムの刑事訴訟の大きな前進，第一歩だと思っております。

また，昨今 20 年間の大きな変革としては，多くの裁判の管轄を最も低いレベルの裁判所へ移行することです。日本と，また世界諸国とかなり大きく違った点になります。現在のところ，ベトナムの裁判所，並びに検察院は以下のとおり 3 階級に分けられています。上には最高裁判所，その対応とするのは最高検察院です。2 番目としては省級裁判所，日本でいう地裁に当たるものです。省級裁判所が対応とする省級検察院，いまのところベトナムでは 63 の省があります。

3 番目の階級としては，県レベルの裁判所と，県レベルの検察院があります。県レベルの裁判所，並びに検察院の数は 670 か所です。最も低いレベルである県級裁判所が 670 か所あり，県級裁判所としては，刑事犯で法定刑が懲役 15 年までの犯罪を裁判することができます。また検察院では起訴することができます。この理によって，刑事事件の 70% 強が，県レベルの裁判所で処理されるようになります。

日本では 438 のローカルコート，つまり簡裁があると認識しております。ベトナムの考え方としては，大型の事件を県とかのディストリクト級裁判所で処理しながらも，冤罪を起こさないように保障しなければなりません。ベトナムの各司法改革委員会の各委員会において，かなり大きく議論されている課題となっています。そして見込みとしては，2009 年 7 月に，ベトナムすべての県級裁判所が，新しい権限を行使するようになります。このように，第一審の権限を最も低いレベルの裁判所，公訴機関に与える結果などについて注目し，総括的なまとめを行っている最中です。

同時に，県レベルの裁判所，検察院のための人的，物的のインターナルの整備の投資も行わなければなりません。ベトナムのような，まだ貧しい国にとっては，簡単に解決できるような課題ではありません。政策者としては，なぜこの最も低いレベルに管轄権を与えるか，その理由についてはなるべく省級レベルとか，最高裁レベルに多くの事務を集中させることを避け，もっと重要な事項に集中できるように考えているからです。昨今の 60 年間の大きな調整の一つとなっています。もはや，元の鞘（さや）に簡単にはベトナム人は戻れない，戻りにくいと思います。

ベトナムの刑事訴訟の大きな 4 番目の変革としては，冤罪者の賠償，補償を認めたことです。訴訟においては非常に大きな進歩です。2003 年から発効し，ベトナムの国会常任委員会のある決議に基づいて施行されるようになりました。国会常任委員会の決議 388 号です。この決議に基づくと，冤罪を受けた人々は賠償を受けることができます。また，賠償・補償を受ける対象者は広く特定されております。

例えば，公安機関に暫定留置として 9 日間身柄拘束され，その後犯罪行為が証明することができません。被疑者として立件され，そして勾留期間 2 か月から最長 6 か月の勾留をされても，その後当人の犯罪が証明されない場合。又はある人が捜査を受け，そし

て捜査が終了しても、その犯罪が証明できなかったので事件が中止された人。又は検察院によって起訴され、裁判所によって無罪の判決を受けた人。又は第一審で有罪判決を受けた人で、第二審で無罪の判決を受けた人。又は、第二審で有罪判決を受けた人で、その後しばらくして無罪と証明できる新しい事実などが発見されたことによって、再審若しくは監督審の手続を経て無罪の判決を受けた人。

刑事訴訟法における冤罪者の数も少なくはありません。2005年、2006年、2007年の3年間にわたって、ベトナム政府は金額として200億ドンを拠出して賠償に充てました。200億ドンというのはかなり大きな金額です。賠償以外に、捜査機関、検察機関、裁判機関は、冤罪者に対して公開で謝罪しなければなりません。自ら、冤罪者の地元並びに勤務先まで出向いて、群衆の前で公開で謝罪しなければなりません。また、中央の新聞に3連載で公開謝罪も掲載しなければなりません。訴訟機関にとってはそんなに簡単なことではありません。非常に歯がゆい、嫌なことだと我々は感じています。

実際に冤罪者が請求する金額はもっと大きいです。メコンデルタのある当事者が請求した金額は400億ドンでした。冤罪者と司法機関との合意の際の見解の違いが大きいです。このように合意にまで至らない場合、当事者としては民事裁判所へ民事手続で賠償請求することができます。

冤罪者が、その民事事件の原告となります。そうすると捜査機関、検察官、裁判所は、事件の被告の立場になります。喜ばしいことではありません。場合によっては裁判所は、自ら裁判所を裁くことになることもあり得ます。例えば、第二審が冤罪となる有罪判決を下しました。その冤罪の当事者は、第二審の裁判所との賠償の合意ができませんでした。当事者が第一審で賠償を求める訴えを提起しました。つまり、第二審の下級裁判所です。そこで判決に対して不服があつて、第二審の裁判所へ控訴します。そうすると、訴えられた第二審は、自分の事件を裁くこととなります。非常に複雑な事項であり、改正するように検討しなければなりません。

国会議員は、立法者の我々に対して以下の質問をしました。冤罪者の補償手続のメリットとデメリットはどんな点にあるのかという質問です。メリットとしては、冤罪者である国民の権利が保障されるようになりました。それによって、訴訟の運営においてはより慎重な姿勢をとるようになりました。でも、非常に否定的な反応もあります。余りにも慎重になりすぎて、犯罪を漏らす可能性もあります。つまり、冤罪なのに起訴したりすると賠償しなければならないからです。

そこで、各訴訟機関の犯罪の情報提供と、その検挙率の結果を調査しているところです。しかし、まだ国会議員たちはその情報を見付けることはできていません。その理由としては、まだベトナムでは毎年犯罪白書の出版がされていないからです。捜査機関、検察機関、裁判所は、それぞれ異なったデータを提供しています。今後、国家的な犯罪統計を取るように、検察院に任せるようにしたいと思っています。正直に報告させていただきますと、ベトナムの犯罪に関するデータはまだきちんとしたものはありません。

いくつかの捜査機関での犯罪の検挙率は非常に低いです。ある所では51%にしか達し

ていない所もあります。犯罪の構成の中で、ある地方では薬物絡みの事件が70%以上の所もあります。社会の闇の中で犯罪を社会と同居させる状態を維持することは、非常に危険な状態です。

以上が、ベトナムの刑事訴訟の最も明確な四つの変革であります。

今年の12月から、皆さんが刑事事件の中の民事の要素を解決することを適用する機会を持つことから、ICD並びに大阪地方検察庁の皆様の提案を受け、ベトナムの附帯私訴制度を簡潔に説明したいと思います。ずっと前から、ベトナムでは刑事事件解決の中で、民事の部分进行处理することが許されるようになっていました。

刑事訴訟法第28条に明記されております、民事事件の処理は、刑事事件の処理と同時に解決することができる、と第28条で明確に規定されています。第51条、第52条、第53条などもありますので、被害者の民事的権利、民事原告の権利、民事事件の被告の権利があります。この人たちが大きな権限を持ち、例えば資料・証拠請求を提出することができる権限だとか、捜査機関から、捜査の結果の通知を受ける権限、捜査官、検察官、裁判官の変更を提案する権限、裁判の期日に参加し、意見を陳述する権限、特に、刑事事件の判決の民事賠償の部分に対する控訴の権限も持っています。ベトナムでは前から承認されていた事項です。

陸上、海上、水上又は一般の交通事故などで多く適用されるようになっていきます。被害者とすれば、交通における不法行為によって被害を受けた、事故の被害者。民事の原告は、交通手段の上に財産などを乗せる人、そして民事の被告としては一般的にはその交通手段の持ち主であります。つまり、契約によって民事的な賠償責任を持っている人です。そういう場合は運転手ではないです。このような民事の合意は、各当事者によって合意があり、裁判が完了するまでのケースは非常に稀です。当事者の請求がなければ、裁判所は承認しません。各当事者が自ら合意することになります。以上が、ドイモイから20年間のベトナムの大きな変革について、非常に簡潔にお話しいたしました。非常に大きくなっていきました。ここでちょっと休憩させていただきます。

(休憩)

再開いたします。二つ目の内容についての報告をさせていただきます。刑事訴訟法典を改正する見込みとか、その要点について報告いたします。刑事訴訟法の改正委員会は既に設立されています。その委員長は、検察院が責任を持つことになります。そして改正案を起草して国会に提出し、2010年以降改正法が施行されることになります。以下のような目標のために、幾つか重要な改正があります。それは、改正しなければならない内容でもあります。

一つ目の要請としては、今後改正される刑法典と合致するように刑事訴訟法を改正しなければなりません。つまり、どのように刑法典を改正するかというと、より人道的に改正する方向です。具体的には以下のとおりです。死刑の刑罰を有する犯罪を最大限に削減することです。今のベトナムの刑法典の中で、死刑に当たる犯罪としては29の罪名があります。その中から、これからは14の罪名の死刑を撤廃いたします。そうすると、

近いうちに死刑を有する刑罰の罪名が 15 に減らされることとなります。1985 年制定の刑法典の適用で死刑にされるのと比べると、3 千人くらい減らされるようになります。

二つ目の点は、いくつかの犯罪類型に対しては非犯罪化する予定です。これも非常に重要な措置の一つであります。今後、薬物の使用者は犯罪者ではないとみなすようにします。薬物の使用者は中毒者、病人であるとみなして、社会は彼らを介護する責任があるとみなすようにします。これは、すごく大きな変革であります。つまり、刑法典第 199 条の麻薬使用罪の非犯罪化の措置により、何万人もが刑事犯としての拘束から解放されるようになります。

御承知のとおり、ベトナムの薬物犯罪の比率はかなり大きいです。その中で薬物の使用者の比率が大きく占めています。このように、まだ完全に発展していないベトナムにとっては、麻薬中毒者を治療センターなどに収容させることは非常に大きな課題となっています。治療センターなどに収容させ、そこで漢方薬などを用いて治療することにいたします。また、このような薬物使用者がもう一つよくかかる病気としては HIV 感染者もかなりいます。

治療した後、また再使用する人もいます。多くの家庭がそういう子弟を持っていることによって破綻する状態に陥るものも多々あります。特に若い層には多いです。よく使うのは、注射器を使って静脈注射をします。

今度、11 月の国会の会期において、14 の罪名の死刑の撤廃と、麻薬使用の非犯罪化が国会で審議されることとなります。国会議員たちが賛同するかどうかは、私としてはまだ定かではありません。ただ、世論調査などでは大方この方向に賛同しています。

また、刑法典は、ベトナムで最近現れる犯罪について規定します。例えば、インターネットを介する犯罪があります。インターネットを介し、銀行から多くの金額をかすめ取ります。長期間にわたってかすめ取っても発見されませんでした。

また、ベトナムの工業化のプロセスにおいて、従来の罪としての環境に関する犯罪も発生しています。例えば、この 20 年間で、ある外国企業がウェイ・タンという、日本でいいますと“味の素”みたいな会社ですが、20 年間、水道管を地下に埋めて、そこで廃水を 20 年間連続して外の川に流したことにより、その川が死の川となりました。

そのほか、新しい罪名も取り入れることとなります。例えばデータ関係の犯罪、マネーロンダリング関係の犯罪とかです。9 月 10 日にこのような刑法の改正案が国会の常任委員会に提出されました。刑法典の人道化の方向に対しは、その日、常任委員会の大方の代表は賛同しております。私もその日に参加しました。死刑の撤廃に関しても多くの常任委員会の代表が賛同しているという意見も耳にしました。ただ、どのような罪名の死刑が撤廃されるかはまだいろいろ議論されている最中です。

毎年ベトナムでは 6 万 5 千から 7 万件の刑事事件を受理しています。その数は、ベトナムの犯罪の状態をすべて反映しているとは思いません。そして、年間、平均 150 人が死刑の判決を受けています。もちろん、その中で国家首席によって恩赦を受ける人もいます。かなり重要な問題です。ベトナムの社会は余り多くの死刑判決を望んでいません。

その死刑の方法も変更しなければなりません。死刑の執行方法の変更の検討も今行っています。今は 15 人の銃殺隊がいて、隊長がいて、15 人の銃で同時に撃って、そして最後の一発は隊長が行うことになります。死刑に処される人も、死刑を執行する人も気持ちの良いものではありません。かなり恐ろしい光景になりますので、より人道的な方法はないかと考えているところです。

アメリカのような電気椅子を提案する人もいるし、タイのやり方で闇の中で絞殺する、ある人は、銃殺刑だけれども、人間を使わないで自動銃で銃殺するという提案もあります。まだ、最終的な決定は出ていません。そこで、何らかの形により人道化を進めたいということです。まず、刑法を改正することによって死刑者をより減らすことを考えています。

刑法典改正に伴う刑事訴訟法典の改正のほか、訴訟機関の 4 階級の機構・組織に変更することになります。日本の構造と似たようになります。2010 年以降、ベトナムの訴訟は 4 階級の裁判所、4 階級の公訴機関に分けられ、現行の日本の体制と似るようになります。一番上は最高裁判所、それに対応して最高検察院。それに上審裁判所、その対応は高等検察院。日本の皆様の控訴裁判所としての八つの高等裁判所と対応する八つの高等検察庁と同じです。

例えば、北海道の札幌に、そのような高等裁判所がある。また、大阪にもそのような大阪高等裁判所とか検察庁があるように、日本には八つの高等裁判所、高等検察庁があると伺っております。ベトナムでは、五から七つくらいの高等級の裁判所、検察院を設置する予定です。学者としては、まだこれに関して研究している最中で、国もまだ最終的な結論には至っていません。

優れている点といえば、2 番目の階級の裁判所、検察院は、行政体に左右されないことです。与党の政治的な指導にも左右されません。より独立性、より透明性が保障されることになります。

3 番目としては、現行のような省級裁判所です。63 の省級裁判所があります。地方裁判所と同じようなものです。おそらく 63 のままを維持する可能性が大いにあります。4 番目としては、日本でいうと、簡裁とか、区検察庁に当たるものだと思います。ベトナム語的に言いますと地域裁判所、地域検察院になります。このような階級での日本の裁判所や区検察庁は 438 あると認識しています。今のところ、ベトナムでは県レベルが 670 ほどありますが、おそらくこの地域になりますと、いろいろ合併して縮小されるようになります。県レベルの合併で、地域になることに関してはまだいろいろな議論がされている最中です。

日本企業には多くの合併を望む人もいます。例えば今のホーチミン市では、行政単位の県としては 30 か所あります。それを合併して 10 の地域にしようと考えている人もいます。逆の考え方もあります。つまり、余りたくさんの合併は望まない人たちです。その二つの考え方の妥協策として、余り多くもないし、余り少なくもないような考え方で進めたいと思っています。

余り多くの区や県を合併すると、かなり広い面積の地域になり、訴訟機関は国民から離れる状態になりますので、よって犯罪との闘いの効率性にも欠けることになります。ベトナムの北西部並びに中部の西の高原のいる国民が訴訟機関に来るのに、3日間かかる場合もあります。そういう人は、余りに大きな合併になると、更に国民が近付けなくなる可能性があります。おそらく合併する地域としては、400ほどのものになるかと思えます。それくらいならば説得力もあるだろうと思えます。

私が知っているところでは、イギリスのイングランド、ウェールズ、南英の方ではこのような階級の裁判所が377くらいあります。日本の数と近いくらいだと思います。そうすると、2010年以降、4階級目の訴訟機関、裁判所、検察院が、地域裁判所、地域検察院として400か所くらい設置されるようになります。良い点としては、行政的な指揮から解放されることになります。政治的な指揮も受けなくなります。つまり、それと対応する政治的な単位、並びに行政単位がないからです。より独立性が保障されるようになります。おそらくこの4階級のモデルは国会で同意される可能性の高いモデルだと思います。

3番目の刑事訴訟法の問題としては、公判期日における弁論の導入を導入しなければなりません。つまり、弁護する弁護士の役割を強化することです。また、検察官の立場もです。つまり、それぞれの弁護の機能若しくは訴追の機能をきちんと行わせることです。裁判所としては、期日における捜査、調査の役割をいかに減らすかということです。それによって冤罪の可能性も削減されることになります。国民も、そのことについては期待していると思います。その背景としては、ベトナムがアメリカの陪審員制度を導入することができないからです。しかし、我々には人民参審員という制度があります。以前から規定されていて、その制度をより発展的に進めていくのだと思います。

皆様は、参審員と同じような制度を2009年5月から実施することになると伺っておりますが、多少お時間を頂きまして、参考までに参審員について紹介いたします。この参審員制度は前から導入されていて、それによってすべての刑事裁判の第一審の期日には絶対に参審員の参加が必要となります。この場合、合議体は裁判官1人と、人民参審員の2人から構成されています。すべての犯罪について裁判をします。余り重大でない犯罪から、重大な犯罪までです。

控訴審の裁判期日になりますと、通常は職業裁判官の3人の合議体が構成されます。その理屈としては、第二審になると、第一審の結果を審査するので、職業的裁判官3人がどうしても必要になるからです。しかし、義務的に第二審でも、参審員の参加の必要となる場合もあります。

例えば、死刑宣告がある場合、そのほか民族・宗教絡みの複雑な事件などに関する場合には、職業裁判官のほか、参審員の2人も参加することになります。それで、合議体は5人になります。ベトナムでは、54の民族が共生していますので、日本とはかなり違います。ベトナムのどこにおいても少数民族が暮らしています。かなり少数の人数しか残っていない少数民族も存在しています。

例えば、ベトナム中部にはラーヴァン族が生活しています。ベトナムのコアンビンチョウの西側に暮らしています。ラオスとベトナムの国境線に暮らしているわけですが、まだ、すごく時代遅れの生活をしています。なぜラーヴァンというかということ、ラーは葉ですし、ヴァンは黄色です。彼らの生活習慣としては、青い葉を取って、屋根をその青い葉で貼っています。そして、青い葉が黄色に変色したときに引っ越しします。別の家を建てるようにしますので、黄色い葉族といえます。

宗教絡みの問題は非常に複雑です。ベトナムには、多種多様な宗教が存在しています。仏教の信者が最も多くて、次がカトリックです。プロテスタントもいますが、一番多いのは仏教です。そういう宗教絡みの事件の裁判の際には、宗教に精通している参審員の参加が必要になります。参審員は、選挙によって選ばれます。地方の人民議会の任期と伴って選出されることとなります。大体1回の任期は5年となっています。参審員になる人は、良い品格、道徳のある国民で、社会において信用されていて、ある多くの地方では年配者が参加したり、その90の共同体においては、大いに信頼されている人たちです。

ベトナムでは、社会団体が祖国戦線、英語でファザーランド・フロントと言いまして、その団体が参審員になるような人々を推薦します。その推薦された人々が、人民議会によって選出されることとなります。選出されてからは、その地方の裁判所長の役割分配などによって義務を果たすこととなります。ベトナムの憲法の規定に基づくと、ベトナム裁判は集団によるものでなければなりません。憲法に明記されています。その決定も、その集団に基づきます。多数決で数によって決定されることとなります。

裁判官と参審員は同等の権限を持っています。そうすると、2人の参審員が一つの派になって投票すると、裁判官は負けることもあります。ただ、実態上そのような意見の違いは余り生じません。普通は1人の裁判官と、1人の参審員で多数となり、同じ意見だったら決定いたします。

参審員も、裁判期日に費やした時間に応じて時間給が支払われますが、それはわずかなものです。どちらかということ、社会的な名誉でしょうか。ベトナムの司法改革においては、参審員という事項は余り重要視されていませんが、長い間、前から適用している手続ではあります。アメリカやイギリスなどの陪審員制度とは全く違います。また、皆様が今から導入しようとしている方法とも違います。

正直に言わせていただきますと、参審員制度もそれなりの弱点を持っています。確かに訴訟機関にとっては非常に利便性のある手続です。つまり、参審員の人々はどちらかということ、その見解は大體オーソドックスな見解、つまり正当派の見解を採っているのが通常です。ただし、参審員の意見は非常に重要です。裁判官の恣意的な観点、並びに公正、公明さを保証するための一助となっています。

そのほか、今後ベトナムの刑事訴訟法はさらなる事項を解決しなければならないものもあります。例えば、ベトナムの国会は、検察院の捜査機関に対する検察院の役割を高めたい。確かに現在は多くの権限を持っています。刑事訴訟法典の第109条、第112条、

第 113 条の規定を御覧になれば、検察の捜査機関に対する権限は本当に大きいことが分かります。場合によっては、捜査機関の違法な決定を取り消す権限さえあります。

正直に報告させてもらいますと、弱点もあります、何も隠したりしません。何とか皆様のお知恵をお借りしたいからです。つまり捜査権に対する検察院の強い権限はたくさんあります。ただ、それを実践する体制はまだしっかりできていません。この法律の改正の責任者の一員としては、今後の刑事訴訟法の改正においては、この権限をより実現できるようなシステムの方に改正し、それによって捜査機関は、検察機関の請求に応じなければならないようになります。今後 3 年間、この中にいらっしやる皆様の何人かがベトナムに来て、ベトナムの改正法に是非貢献していただきたいと思います。

問題なのは、今の公安省の捜査機関の政治的な立場が非常に大きいということです。つまり、今の政治体制とも密接に密着しているからです。政治システムとの絡みも一つの問題です。そこで捜査機関を整理し、再構築することは本当に大きな課題で、大革命になるかと思います。今のところ、公安省の捜査機関は、アメリカの FBI のような役割を果たしていて、かなり大きな権限を持っています。また、冤罪の可能性も大いにあります。やはり、検討しなければならない事項です。

また、刑事訴訟における国際協力に関しても、今後処理されることです。2007 年の末に司法共助法を公布いたしました。その法律に基づいて、役割分担は以下のとおりです。司法共助に関しては、我々検察院は全責任を持つようになりました。ベトナムの司法共助法の第 17 条に記載されております。その法律に基づくと、外国の六つの要請が検察院で取り扱われることとなります。例えば証拠収集、文書の送達、証人・鑑定人の召喚、刑事責任の追及などということ。

例えば、両国間で司法共助の協定が結ばれた場合、相手の国は直接その要請書を直接に送れるのです。本法の第 64 条の規定に基づくと、この事項に関してはすべて検察院が全責任を取ることになっています。相互協定がない国は、外交ルートで検察院へ送ることとなります。外務省へ送り、ベトナム外務省がその請求をベトナムの最高検察院へ送ることとなります。

日本側の諸要請に関しては、ベトナム側としての責任機関としては、現在皆様の要請を実施することを約束しています。既にその要請は出ております。その要請に関する人物は、ホーチミン市のある人物絡みとなっています。このように、最終的には犯罪者と闘うための証拠をいかにして見付けることかと思います。

このように国境をまたがる犯罪者は、非常にその手段が精密かつ巧妙であることも御承知のとおりかと思います。ここで十分な証拠がなければ、慎重な姿勢で臨まなければ、結局裁判で負け犬になってしまうかもしれません。どのような人間で、どんな立場にいて、どのような役職に就いている犯罪者であれ、私たちとしては断固として最後まで闘うことを決心し、法律で治めるべきものであり、例外は全くありません。特に、日本とベトナムの検察の関係は非常に密接です。本日はこのように午前中の時間を割いてくださいます。私の発表を聞いていただきまして、本当に感謝いたします。皆様の御参加

が、私にとって本当に大きな動機付けになっています。改めて皆様に対する感謝の気持ちを申し上げます。